

新型コロナウイルス感染症対策 所沢商工会議所青年部 活動ガイドライン (令和3年12月版)

1. 対象期間：令和3年12月1日～令和3年12月31日

2. 令和3年度における基本的活動方針

今年度スローガン「やらなきゃだめなのよ ～繋いで・広げて・楽しもう～」に基づき、今出来ることを事業として開催・推進することとします。

この考え方から、事業・理事会・委員会は基本を「対面」として開催することとします。前年度のオンライン開催の経験を経て、対面での発言の多さや空気感、皆の表情を感じるためです。私達の活動は「会って話すことが大切」だと再認識しています。

3. 事業活動について

(1)開催方法

総会・例会・委員会事業は対面開催とし、理事会は同時にオンライン配信を行なう「ハイブリッド型」を基本とします。また講師例会については、当面の間ビデオ収録のうえ後日配信することとします。

(2)開催基準

国、埼玉県、所沢市の要請事項および本ガイドラインに沿った内容で企画するものとします。

(3)懇親会および飲食を伴う活動・事業

「彩の国『新しい生活様式』安心宣言」を使用・遵守し、十分な感染対策を実施した施設・店舗に限るものとします。

(4)懇親会および飲食を伴う今後の事業開催判断時期

上記(2)のガイドラインに沿い、事業開催前の理事会での「協議」「審議」「確認」議案上程時に、都度判断するものとします。

(5)親会(所沢商工会議所)への報告

各事業が理事会にて「協議」され、「審議」議案が可決後、速やかに親会(所沢商工会議所)青年部担当副会頭へ事業内容を確認頂くこととします。

(6)会長による専権判断

近隣都県および市町村に於ける緊急事態宣言発出あるいはまん延防止等重点措置の指定・感染拡大状況(同見込み)・社会情勢などを総合的に勘案のうえ、会長判断により事業の開催中止や開催手法の変更が出来るものとします。

4. 対面活動時の感染防止対策について

(1)総会・例会・委員会事業開催時には全員が指定の「抗原検査」を実施し、陰性確認者のみ出席出来ることとします。

(2)飛沫感染対策として「マスク着用」を必須とします。

(3)会場は「常時換気」を前提とし、ドア・窓等が解放出来る場所とします。

(4)会場に消毒液を設置し、参加者全員の「消毒実施」を必須とします。

(5)「ソーシャルディスタンス確保」に留意するものとします。

(6)検温を実施のうえ「37.5℃以上の発熱」「全身倦怠感」「味覚異常」の症状がある場合は参加不可とします。

(7)「参加者氏名」「人数」「実施時間」「連絡先」を保存し、必要に応じて開催会場の施設管理者へ開示します。

5. 緊急事態宣言の発出時の対応について

(1)総会・例会・理事会・委員会事業および委員会の対面開催を取り止め、オンライン開催を原則とします。

(2)懇親会および飲食を伴う事業活動は一切認めないものとします。

(3)対面を要する事案が発生した場合は、抗原検査実施のうえ感染防止対策を徹底し「1部屋6名以内」を厳守とします。

(4)上記(3)の必要が生じた場合は、あらかじめ会長へ報告のうえ許可・承認を求めることとします。

6. まん延防止等重点措置の対象地域指定時における対応について

(1)総会・例会・理事会・委員会事業および委員会については本ガイドライン3-(1)に準ずるものとします。

(2)懇親会および飲食を伴う事業活動は一切認めないものとします。